

愛知県
障害福祉従事者
人材育成ビジョン

令和元年 11 月

(令和 7 (2025) 年 3 月改定)

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

はじめに

○本県では、障害福祉に関わる様々な関係者が、人材育成に取り組んでいます。

○県内全体で効果的に人材育成を行うには、事業所、市町村、関係団体等の関係者が、障害福祉従事者に必要な資質及び人材育成体制を共有し、連携して取り組むことが不可欠です。

また、研修の企画・運営を担う人材についても、計画的に養成していく必要があります。

○そこで、障害福祉に関わる者が、本県の人材育成の方向性や人材育成体制を共有できるよう、「愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン」を策定しました。

○本ビジョンの共有により目指すことは、次のとおりです。

- 1 各事業所、各地域（市町村、圏域など）における従事者のスキルアップの取組が一層積極的に行われること
- 2 事業所で支援の経験を積み重ねた人材が、市町村や県等が実施する人材育成に運営や講師として関わり、その経験が自身の資質向上や各事業所や地域での人材育成につながるような、人材育成の循環が実現すること
- 3 障害福祉従事者の役割への意識・意欲を高めていくこと

○現任者が地域及び県の研修に講師等として参加するには、現任者が所属している法人のご理解・ご協力が不可欠です。地域や県で人材育成を担う現任者は、法人においても重要な人材ばかりですが、愛知県の障害福祉従事者の育成においても重要な人材ですので、地域及び県の人材育成の取組にご協力くださいますようお願いいたします。

目次

- 1 障害福祉従事者に必要な基本姿勢
- 2 人材育成体制の現状
- 3 課題
- 4 今後の人材育成体制
- 5 人材育成体制の検証・見直し

1 障害福祉従事者に必要な基本姿勢

(1) 障害福祉の現状

- 障害者への支援は、平成15(2003)年度まで措置制度で実施されており、行政がサービス内容及び事業者を決めていましたが、平成15(2003)年度に支援費制度が施行され、利用者がサービスを選択できるようになりました。
- 障害福祉従事者は、障害のある人（障害のある子どもも含む。以下同じ。）が自ら望む生活を営むことができるように、障害のある人の意思を尊重して支援することが重要です。
- また、障害のある人が、地域で安心してサービスを選択・利用できるようにするためには、県内のどの地域においても、質の高い支援を提供できるようにする必要があります。そのためには、それぞれの従事者が資質の向上に努めるとともに、実践を重ねた人が、自らの地域で指導者として人材の育成に関わる必要があります。
- さらに、支援を必要とする方々が抱える多様で複合的な地域生活での困りごとについて、障害、高齢、子ども子育てなどの分野別の支援にとらわれず、関係者との連携等により解決を目指す重層的支援体制が推進されており、障害福祉従事者も、この包括的な支援体制に参加することが求められています。
- 一方、本県では、障害福祉従事者による虐待と認められた事例が、令和5(2023)年度に116件ありました。虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、許されるものではありません。障害のある人に対する虐待が発生する背景には、人権に対する意識の欠如、障害の特性に対する知識や理解の不足等があるといわれています。障害福祉従事者は、虐待や差別的な対応の防止等に取り組むとともに、障害のある人たちの尊厳と人格を尊重し、その人らしい生活ができるよう支援する必要があります。
- このような状況のなか、本県では、障害福祉従事者に必要な基本姿勢を次のように考え、人材の養成において重視します。

(2) 障害福祉従事者に必要な基本姿勢

○障害のある人の「その人らしい暮らし」の実現を目指す。

障害者基本法、児童福祉法、障害者総合支援法（※1）、障害者虐待防止法（※2）、障害者差別解消法（※3）等の理念を理解し、障害のある人の個性、意思を尊重して、本人中心の支援を行う。

○支援の質の向上に必要な知識・技術を学び続ける。人材育成に取り組む。

自らの支援の振り返りや知識・スキルの更新を継続して行うとともに、事業所、地域の人材育成に取り組む。

○障害種別や福祉の分野の枠にとらわれず、関係者や地域住民と連携・協力する。資源開発に取り組む。

障害のある人が、年齢や性別にかかわらず、安心して地域で生活できるよう、障害種別の枠（身体、知的、精神等）を超えることはもちろん、障害、高齢、子ども子育て等の分野の枠にとらわれず、多職種及び関連分野の関係者や地域住民と連携・協力して支援する。必要な資源が整っていない場合は、資源開発に取り組む。

- ※1 法律の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- ※2 法律の正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」
- ※3 法律の正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2 人材育成体制の現状

○障害福祉従事者向け研修体系図を別紙1に提示します。

○本県では、様々な関係者が障害福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。

実施者	主な実施内容
(1) 各事業所	<p>OJT、Off-JT の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT: 現場で実際に仕事を進めながら、上司や先輩が必要な知識や技術を教える。実地教育。 ・Off-JT: 職場を離れて、法人の人材育成担当部署や外部の機関が実施する研修を受講し、必要な知識や技術を習得する。教育訓練(研修)。 <p>障害者虐待防止の更なる推進 身体拘束等の適正化 省令等で実施が定められている研修</p>
(2) 市町村	<p>協議会及び基幹相談支援センターを中心に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な研修 ・事例検討会 ・地域の支援者のニーズに合わせた研修 等を実施
(3) 圏域	<p>地域アドバイザー(各障害福祉保健圏域(名古屋市を除く。)に県が設置。)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者のスキルアップに向けた指導 ・広域的課題の解決に向けた支援 ・地域において人材養成を担う人材の発掘 等を実施
(4) 愛知県	<p>法定研修、任意研修を実施するとともに、地域における人材育成の取組を支援</p> <p>ア 法定研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援従事者研修 ○サービス管理責任者等研修 <p>イ 任意研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援従事者については専門コース別研修 ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者についてはフォローアップ研修 <p>ウ 市町村等への専門アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域では対応困難な事例に係る専門的見地からの助言 ・地域の社会資源の開発に関する専門的助言 <p>エ 国研修(指導者養成研修)への関係者の派遣</p> <p>オ 専門的な内容の研修の実施</p>

	<p>(ア) 愛知県医療療育総合センター 医療従事者を対象とした重症心身障害児支援、自閉症／発達障害支援の専門研修</p> <p>(イ) 愛知県精神保健福祉センター 精神障害者の個別援助技術、地域移行・地域定着支援の専門研修</p> <p>県が実施（又は研修事業者を指定）している研修については、以下のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu.html</p> 
<p>(5) 関係機関</p>	<p>専門的な知識、技術等を習得するための研修を実施</p> <p>ア 愛知県社会福祉協議会 キャリアパス対応生涯研修課程（初任者・中堅職員・チームリーダー・管理職員）等</p> <p>イ 職能団体、同業団体 専門性の維持・向上に資する研修</p> <p>ウ 指定研修事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者初任者研修 ・サービス管理責任者等研修（基礎、実践、更新） ・重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程、統合課程） ・同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程） ・行動援護従業者養成研修 ・全身性障害者移動介護従業者養成研修 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎、実践）

○研修講師等の「人材育成を担う人材」

- ・人材育成を行うには、研修の講師や企画運営を担う人材が必要です。
- ・県が実施する法定研修では、現任者（現に支援に携わっている者）が、研修の企画及び講師に参画しており、効果的かつ実践的な研修が行われています。

また、現任者にとっても、講師経験はファシリテーションや講義のスキルアップの機会となっています。研修に講師やファシリテーターとして参加し、その後、振り返りの時間や、ベテランの講師やファシリテーターに質問や相談する機会を設けることで、さらなるスキルアップが見込まれます。

○令和5年6月、サービス管理責任者等に関する告示が改正されました。現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講が可能になりました。

○IT技術の進歩及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワーク普及促進等により、2020年以降、オンライン形式の研修実施が普及・定着しています。

○協議会等への専門アドバイザーの派遣

愛知県では、権利擁護や障害児支援等、個別分野について専門的見識を有する「専門アドバイザー」を、地域アドバイザー又は市町村が設置する自立支援協議会からの要請により派遣しています。

地域では対応困難な事例に対する専門的見地からの助言や、地域の社会資源の開発に関する専門的助言を行っています。

対象事業は、圏域又は複数の市町村にまたがって実施する事業等です。

協議会等で勉強会などを実施する場合に、ぜひご活用ください。

3 課題

現状の人材育成体制には、次の課題があります。

- (1) 地域によって、人材育成の体制にばらつきがある。

各地域で人材育成が行われていますが、取組の内容には差がある状況です。

相談支援従事者研修のカリキュラムでは、地域での実習が取り入れられていますが、実習を受け入れる機関や指導できる人材がない地域では、自らの地域での実習が困難になります。

- (2) 人材育成を担う人材の発掘及び育成の仕組みが整っていない。

人材育成には、指導的役割を担う人材が不可欠ですが、県及び市町村においてその発掘・確保が十分でなく、研修の講師が不足しています。

- (3) オンライン形式での研修における課題への対応が必要である。

オンライン形式で研修を実施する際、資格取得研修においては、標準カリキュラムの趣旨を満たすことができるかを検討することが必要です。グループワークを取り入れた研修であれば、対面形式と同程度の研修効果が得られるような工夫が求められます。

○知多圏域での人材育成に寄与する取り組み

地域において多機関での連携関係を構築し、継続していくことは大切です。

知多圏域では、各市町村の行政と基幹相談支援センターと一緒に研修を受講することで、各市町村での今後の取り組み方を考えるきっかけ作りをしたり、自立支援協議会に、当事者やその分野の関係団体に広く参加してもらったりすることで、関係機関との連携強化を図っています。

4 今後の人材育成体制（目指す姿）

- 現状の取組を基本に、障害福祉従事者が、経験年数に応じた研修を受けられるようにします。
- 県内のすべての地域で、従事者の資質向上のための取組（協議会や基幹相談支援センターが実施する研修、勉強会等）が実施され、地域の人材がその取組において指導的な役割を担えるようにします。
- 地域で経験を積み重ねた現任者の中から地域の人材育成を担う人材を養成し、それらの人材が地域における研修の企画、運営の中核となり、人材を育成することを目指します。
- 地域の人材育成を担う人材の次のステップとして、地域で経験を積んだ現任者が、法定研修にファシリテーター及び講師として参加し、さらに次のステップとして、国が実施する指導者養成研修を受講し、法定研修の企画、運営に参加する体制をつくります。
- 法定研修の企画運営やファシリテーターを務めた者が、その経験により、自身の資質を高めるとともに、その活動の成果を地域での人材育成に還元できるようにして、循環的な人材の養成を図ります。
- 現任者が研修のファシリテーター及び講師を経験することは、現任者本人にとってもスキルアップにつながっており、現任者の人材育成のステップのひとつです。研修前の打合せや研修後の振り返りの時間を活用し、ベテランのファシリテーターから助言を受け、ファシリテーションのポイントを確認しあうことで、より効果が高まると考えます。
- 研修の実施方法としては、大きく分けて対面形式とオンライン形式があります。知識獲得が目的の研修であれば、オンライン形式を活用することで、より多くの人を受講機会を確保できたり、繰り返し視聴することで復習できたりするため、研修効果が高まります。
一方で、受講生同士の意見交換による相互理解に重点が置かれている研修であれば、対面形式での実施が推奨されます。実際の現場で、研修で得た知識・技術を活かすイメージができるかを考慮する必要があると考えます。

○今後の人材育成体制のイメージ図を別紙2に提示します。

○この体制を実現するために、今後関係者に求められる取組は次の表のとおりです。

実施者	主な実施内容
(1) 各事業所	OJT、Off-JT の実施 障害者虐待防止の更なる推進 身体拘束等の適正化 BCP の策定 省令等で実施が定められている研修の実施
(2) 市町村	○協議会及び基幹相談支援センターを中心に、 ・事業所職員向けの基礎的な研修 ・事例検討会 ・スーパービジョン ・地域の課題に対応した研修 等を実施 ※協議会を周辺市町村と共同で設置している場合や、各市町村単独で研修を行うことが困難である場合は、周辺市町村との連携や、地域アドバイザーとの連携等により、研修体制を整備 ○市町村における人材育成を担う人材の発掘、養成 ○圏域や県で実施されている研修の周知
(3) 圏域	地域アドバイザーにより、 ・相談支援事業者のスキルアップに向けた指導 ・広域的課題の解決に向けた支援 ・地域において人材養成を担う人材の発掘 等を実施

<p>(4) 愛知県</p>	<p>法定研修、任意研修を実施するとともに、地域における人材育成の取組を支援</p> <p>ア 法定研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な研修定員の確保 ・多様な実施主体の参入を見据えた研修の質の維持・向上 <p>イ 任意研修</p> <p>ウ 市町村等への専門アドバイザーの派遣</p> <p>エ 「人材養成を担う人材」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人材養成を担う人材」を育成する体制の整備 ・研修の講師等指導者役に必要な知識や視点(ファシリテーションやスーパーバイズ等)を学ぶ機会の提供 ・国研修への派遣 等 <p>オ 専門的な内容の研修の実施</p>
<p>(5) 関係機関</p>	<p>専門的な知識、技術等を習得するための研修を実施</p> <p>ア 職能団体、同業団</p> <p>イ 指定研修事業者</p> <p>必要な水準を満たした資格取得研修の実施</p>

○専門コース別研修について

専門コース別研修は、相談支援従事者研修の充実を図るため、任意研修として、平成 20 年に厚生労働省により創設されました。現在は、サービス管理責任者等も対象に含まれたコースも増え、全 8 コースとなっています。愛知県では全てのコースを実施していますので、積極的に受講し、法定研修で得た知識や技術をさらに深めていただきたいと思います。

愛知県で実施しているコース

①障害児支援※②権利擁護・成年後見制度③地域移行・定着④触法⑤セルフマネジメント⑥スーパービジョン・管理・面接技術⑦意思決定支援※⑧就労支援※⑨介護支援専門員との連携

※サービス管理責任者等も受講対象のコース

(愛知県では独自に「地域移行・定着」と「触法」を独立したコースとして実施しています。

5 人材育成体制の検証・見直し

- 本県の人材育成体制については、毎年度、県自立支援協議会の専門部会である人材育成部会（以下、「人材育成部会」と言う。）において、検証を行います。
- 本ビジョンは、県内の人材育成体制の状況や国の研修体系の変更等に応じて、見直しを行います。
- 各圏域における人材育成については、県が開催する相談支援アドバイザー会議において、課題の集約・検討を行います。
- 県全体の人材育成体制や、研修の質の向上等については、人材育成部会において、検討を行います。

○相談支援アドバイザーについて

本県では、障害者及び障害児の地域での生活を支援するため、相談支援体制の充実及び相談支援事業の円滑な実施に向けて、「相談支援アドバイザー」を配置しています。

「相談支援アドバイザー」には、各障害福祉圏域に配置されている「地域アドバイザー」と、地域アドバイザーなどへの助言、指導を行う「スーパーバイザー」、さらに「専門アドバイザー」（p.6 参照）がいて、それぞれの役割を担っていただいています。

障害福祉従事者向け 研修体系図

指定障害福祉サービス事業者等集団指導の資料も御確認ください
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/tsuuchitou.html>



障害児支援
 権利擁護・成年後見制度
 地域移行・定着、触法
 セルフマネジメント
 スーパービジョン・管理・面接技術
 意思決定支援
 就労支援
 介護支援専門員との連携

専門コース別研修

サビ管等フォローアップ研修

1年目
相談支援従事者初任者研修

1年目
サビ管・児発管基礎研修

※キャリアパス対応
生涯研修課程（初任者）

法定実務経験
相談支援業務又は直接
支援業務など3～8年

基礎研修（地域・事業所）
 地域の協議会主催研修
 地域アドバイザー主催研修

事例検討会

事例検討会

事例検討会

2年目
サビ管・児発管実践研修

※キャリアパス対応
生涯研修課程（中堅職員）

3年目

5年目～
相談支援従事者現任研修
（5年に1回受講）

サビ管・児発管更新研修
（5年に1回受講）

※キャリアパス対応生涯研修課程
（チームリーダー）

主任相談支援専門員研修

※キャリアパス対応
生涯研修課程（管理職員）

国指導者養成研修

研修の企画運営

ファシリテーター

※凡例

法定研修

任意研修

※キャリアパス対応生涯研修課程…(社福)愛知県社会福祉協議会主催の研修
 詳細はこちら→https://www.aichi-fukushi.or.jp/training/career_path.html

愛知県医療療育総合センター
主催の専門研修

医療従事者向け
重症心身障害児支援
自閉症/発達障害支援



愛知県精神保健福祉センター
主催の専門研修

個別援助技術
地域移行・地域定着支援

※経験年数は、法定実務経験経過後の目安の年数を示しています。

